

おおまぴょんデザイン利用ガイド



大町市 商工労政課 特産品振興担当

目次

1. はじめに.....	1
2. 申請の流れ.....	2
(1) 要綱、利用ガイドの確認.....	2
(2) 申請書類の提出.....	2
(3) 審査・承認.....	2
(4) データの受け渡し.....	2
(5) サンプルの提出.....	2
3. デザイン使用上の注意点.....	3
(1) キャラクターのコンセプト.....	3
(2) キャラクター名の表記.....	3
(3) 色表示規定.....	3
(4) 使用にあたっての禁止事項.....	4
4. よくあるお問い合わせ.....	6
(1) 申請してから承認されるまでにどれぐらい時間がかかりますか？.....	6
(2) 承認の有効期間はいつまでですか？.....	6
(3) 新しいデザインを作りたいのですが、申請は必要ですか？.....	6

1. はじめに

大町市キャラクターおおまびよんのデザインは、要綱に従った使用であれば、無料でお使いいただけます。

使用する際は、あらかじめ「大町市キャラクターおおまびよんデザイン使用承認申請書」を提出し、事前に承認を受けることが必要です。

次の場合は申請書を提出する必要はありません。

- ・市の関係機関が使用するとき。
- ・学校等が教育の目的で使用するとき。
- ・市内自治会等の住民組織が、地域活動において使用するとき。
- ・報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- ・個人、家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
- ・その他市長が使用について適当と認めたとき。

※ただし、申請書を提出しない場合も、「デザイン使用上の注意」（3ページ以降）に記載の事項を遵守していただく必要があります。

必ずご一読いただき、ガイドラインに従って使用してください。

2. 申請の流れ

要綱、利用ガイドの確認

デザイン使用に関する要綱およびデザイン利用ガイドをよくお読みください。

申請書類の提出

使用目的および使用するデザインパターンを定めて、申請書類を提出してください。

【申請書類】 使用申請書、企画の概要書、商品等の見本、会社または団体の概要書

審査・承認

提出を受けた申請書について、要綱に基づき審査を行い、使用内容に問題が無い場合は承認通知書を交付します。(承認できない場合は不承認通知になります)

データの受け渡し

承認通知書が届いたら、ご希望のデータ形式（AI 形式、PNG 形式）と引き渡し方法をご相談ください。高解像度のデータをお渡しいたします。

サンプルの提出

承認を受けたデザインを使用し制作した商品等が完成しましたら、サンプルを市に提出してください。サンプルの提出が難しい場合は、商品を撮影した写真でも構いません。

【提出先・お問い合わせ】 大町市役所 商工労政課 特産品振興担当

E-Mail : OMAPYON@city.omachi.nagano.jp

TEL : 0261-22-0420 (内線 543)

住所 : 〒398-8601 長野県大町市大町 3887 番地

3. デザイン使用上の注意点

キャラクターのコンセプト

おおまぴょんは、“ほのぼのとしていてやさしい”性格で、“大人から子どもまで幅広く愛される”キャラクターです。おおまぴょんのデザインを使う場合は、コンセプトに沿ったデザインを心がけてください。

キャラクター名の表記

おおまぴょんのイラスト付近に「大町市キャラクターおおまぴょん」と必ず表記してください。



大町市キャラクター
おおまぴょん

色表示規定

デザインの利用にあたっては、ここに定める色表示規定に従って使用してください。印刷の制限により、規定色が使用できない場合は、単色で表示をしてください。

大町市キャラクターおおまぴょん カラーチャート



正面

側面

背面

	かぶり物①	C0 M0 Y0 K0		体 (体・しっぽ)	K30
	かぶり物②	C25		体 (耳)	K60
	かぶり物③	C100		体 (ツメ・鼻)	K100
	角	C10 M15 Y75		体 (ヒゲ・口)	C0 M0 Y0 K0
				体 (ほっぺ)	M75 Y25

使用にあたっての禁止事項

使用にあたっては、以下の事項を禁止します。

① たて・よこの比率を変えて使用すること



縦に長い



横に長い

② 一部を省略したり、改変したりして使用すること



角を省略



目を改変

③ 文字や図形を重ねて使用すること



図形を重ねて使用



文字を重ねて使用

④ 規定色以外を使用すること



頬の色が規定色と異なる

⑤ 吹き出しを使用すること



4. よくあるお問い合わせ

(1) 申請してから承認されるまでにどれくらい時間がかかりますか？

受付後の審査には、1週間程度お時間がかかります。修正等がある場合は、更に時間がかかることがあるので、余裕を持って申請してください。

(2) 承認の有効期間はいつまでですか？

使用承認期間は、最長で承認日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までとします。

承認期間を超えて使用する場合は、再度申請が必要です。

例) 承認日 令和3年2月10日
承認期間 令和4年3月31日（最長）

(3) 新しいデザインを作りたいのですが、申請は必要ですか？

新しいデザインを作成したい場合は、必ず事前に内容をご相談いただいた上で、申請をしていただきます。

- デザインの提出方法は、Adobe Illustrator(.ai)形式、カラーモードCMYKで作成されたものに限りません。
- 提出されたデザインは、こちらで修正をさせていただく場合があります。
- 修正や審査のため、通常のデザイン使用申請よりも時間がかかりますので、あらかじめご承知おきください。
- 新しく作成していただいたデザインの権利は大町市に帰属し、第三者が使用できるものとなりますので、ご了承ください。